

楮川浄水場浄水設備取替工事（第13号）に関する質問回答書

番号	質問事項	回答
1	<p>中東情勢により、製品及び材料価格が上昇する可能性が大きいと見込んでおります。その際には、総務省・国土交通省連名で各都道府県に通達（総行行第161号、国不入企第39号）されております「調達が厳しい資材等は、必要に応じて見積書を積極的に活用すること。」のとおり、見積書による単品スライドが可能と考えておりますが、相違ございませんでしょうか。</p>	<p>工事請負契約書第26条第5項に基づき、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときに、請負代金額の変更を請求することができます。単品スライドにつきましては、工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（水戸市版）の要件に該当する場合には、適用が可能です。</p>
2	<p>中東情勢の影響による資材の納期遅れが発生した場合、工期に間に合わない可能性がございます。その際には、不可抗力による事由として、指名停止等のペナルティは課せられないものと考えておりますが、相違ございませんでしょうか。</p>	<p>工事請負契約書第21条に基づき、受注者は、受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができます。必要があると認められるときは、工期を延長することができます。その際のペナルティはございません。</p>
3	<p>PDFファイル「201図面」の3葉目_1系設備移設工事施工内容リスト及びPDFファイル「401数量計算書」の9葉目_機器据付工計算書、10葉目_機器撤去工計算書に表現されている傾斜板支持桁とFFU歩廊板の一時撤去と再設置については、浄水場内に仮置きし、保管時は養生シート等でカバーするという認識で相違ございませんでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、対象となる「傾斜板支持桁」「FFU歩廊板」については既設撤去品を再使用するため、現場内（楮川浄水場内空きスペース）における一時保管及び養生をお願いします。</p>